

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年 5月31日
【発行者名】	アバディーン投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石川 五生
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目 2番 3号虎ノ門清和ビル
【事務連絡者氏名】	渡瀬 久美子
【電話番号】	03-4578-2211
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	アバディーン・グローバル・ボンド・プラス Aコース（限定為替ヘッジ） アバディーン・グローバル・ボンド・プラス Bコース（為替ヘッジなし）
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	各ファンドとも上限 2,000億円
【縦覧に供する場所】	該当なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

信託契約を解約するための手続きを開始したことに伴ない、平成28年4月22日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項について訂正すべき事項がありましたので、関係事項を下記のとおり訂正するものであります。

2【訂正の内容】

下線部_____は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

(7)【申込期間】

<訂正前>

平成28年4月23日から平成28年10月21日*までとします。

購入申込みの受付は、申込不可日を除く販売会社の営業日に行われます。

* 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(以下略)

<訂正後>

平成28年4月23日から平成28年10月21日*までとします。

購入申込みの受付は、申込不可日を除く販売会社の営業日に行われます。

* 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

ただし、後記「(12)その他 信託終了(繰上償還)予定のお知らせ」に記載する手続きを経て信託終了(繰上償還)することとなった場合には、申込期間は平成28年7月5日までとします。

(以下略)

(12)【その他】

<訂正前>

~ (略)

振替受益権について

当ファンドの受益権は、投資信託振替制度に移行したため、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

〔照会先〕アバディーン投信投資顧問株式会社

お問い合わせ窓口 03-4578-2251

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までです。)

インターネット・ホームページ <http://www.aberdeen-asset.co.jp/>

<訂正後>

~ (略)

振替受益権について

当ファンドの受益権は、投資信託振替制度に移行したため、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

信託終了(繰上償還)予定のお知らせ

当ファンドは、下記の通り、平成28年7月29日をもって投資信託契約を解約し、信託を終了(以下「繰上償還」といいます。)させていただきますのでお知らせいたします。

当ファンドの受益権の取得のお申込みに際しましては、下記の予定される内容等を十分ご理解のうえ、お申込みくださいますようお願い申し上げます。

1. 対象となるファンド

アバディーン・グローバル・ボンド・プラスAコース（限定為替ヘッジ）

アバディーン・グローバル・ボンド・プラスBコース（為替ヘッジなし）

2. 信託の終了を予定する理由

当ファンドは平成10年1月30日の設定以来、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行ってまいりましたが、受益権口数が信託約款に規定する繰上償還条項に定める当ファンドの合計口数30億口を下回っており、運用の基本方針に従い運用することが困難な資産規模が継続しております。このため、このまま運用を継続するよりもお預かりした運用資産を受益者の皆様へお返しすることが受益者の皆様の利益に資するとの判断に至り、この度、当ファンドの繰上償還をさせていただきますことと致しました。

3. 繰上償還予定日

平成28年7月29日

当ファンドの繰上償還（予定）につきましては、平成28年6月1日に新聞公告を行い受益者*からの異議申立てを受け付けております。

*平成28年5月27日までの取得申込受付分が対象となります。それ以降の取得申込受付分については、異議申立ての権利はございませんのでご承知おきください。

異議申立てされた受益者の受益権の合計口数が新聞公告日現在の受益権総口数の2分の1を超えない場合は、予定通り平成28年7月29日をもって当ファンドを繰上償還し、償還金は繰上償還予定日の翌営業日以降に販売会社を通じて受益者の皆様にお支払いいたします。また、ご換金のお申込みは、平成28年7月27日まで通常通り受け付けます。

なお、当ファンドの繰上償還の新聞公告日現在の受益者のうち、異議申立期間中に異議申立てを行った受益者の受益権口数が2分の1を超えた場合は、当該繰上償還は行いません。この場合、繰上償還を行わない旨を、上記異議申立期間終了後、日本経済新聞へ公告を行います。

〔照会先〕アバディーン投信投資顧問株式会社

お問い合わせ窓口 03-4578-2251

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までです。）

インターネット・ホームページ <http://www.aberdeen-asset.co.jp/>

第二部【ファンド情報】

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

（3）【信託期間】

<訂正前>

無期限とします。

ただし、後記「(5) その他 a. 償還条件」に該当する場合は、信託契約を解約し信託を終了させることができます。

<訂正後>

無期限とします。

「第一部 証券情報 (12) その他 信託終了（繰上償還）の予定のお知らせ」に記載する手続きを経て信託を終了することとなった場合、信託期間は平成28年7月29日までとします。